平成２２年（フ）第７３２４号
東京都福生市牛浜89―202
債務者　村上　勝之
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３２５号
東京都足立区花畑５丁目２―９―306
債務者　斎藤智恵子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３３１号
東京都稲城市東長沼982―５
債務者　田中　潤子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６号
相模原市南区若松６丁目21番15号　エクシヴ若松202号、住民票上の住所香川県三豊市詫間町詫間4468番地
債務者　竹安　希恵
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２７３４号
大阪府大東市中楠の里町10番22号ルネエスタトーレ316号
債務者　田中　郁子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９６４号
大阪市東淀川区豊里２丁目20番９号
債務者　坂本　　亨
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０号
岡山市東区目黒町141番地15
債務者　藤田やよい
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５号
秋田県大仙市大曲田町７番１号
債務者　佐々木ミヤ
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１０２３号
横浜市旭区上白根１丁目５番４―437号
債務者　篠塚　正巳
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８８号
横浜市瀬谷区東野35番地４　グリーンハイツＢ棟105号
債務者　竹内　昭憲
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５２号
岡山市東区大多羅町83番地３　Ｂ２
債務者　塩田美佐子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３号
熊本県水俣市汐見町１丁目２番36号
債務者　川上　正男
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第４４号
熊本県八代市緑町10番地６
債務者　和田　儀平
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第４５号
熊本県八代市緑町10番地６
債務者　和田　祥子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第５２号
熊本県八代市上野町3604番地１　202
債務者　戸田　　淳
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第５４号
熊本県水俣市桜井町２丁目２番27号
債務者　佐藤るみ子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部